

**安全**



**安心**

# JAL不当解雇撤回ニュース

No217号 2012.11.13  
 発行:JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
 連絡先:航空労組連絡会事務局  
 〒144-0043 大田区羽田5-11-4  
 フェニックスビル内  
 TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekkai.co>

# 結社の自由を守ります!! 日航はアナン国連事務総長と約束していた

JALは、国連のアナン事務総長(当時)が提唱した「国連グローバル・コンパクト」の参加企業です。参加したのは2005年10月。日航は自らの自由意思で参加し、企業の社会的責任を果たすため、グローバル・コンパクトの10原則を守り実践しますと世界に向かって約束・宣言をしているのです。

## グローバル・コンパクトとは

国連グローバル・コンパクト(UNGC)は、各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組みです。【コンパクト(COMPACT)とは、契約、約束という意味】

UNGCは国連のアナン事務総長が提唱し、2000年7月26日にニューヨークの国連本部で正式に発足しました。

企業・団体がUNGCに参加するということは、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、そして腐敗の防止に関わる10の原則に賛同し、自らのコミットメントのもとに、その実現に向けて努力を継続していくことを約束・宣言したことを意味します。

## UNGCの10原則とは

- 原則1 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。
- 原則2 人権侵害に加担しない。
- 原則3 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。
- 原則4 あらゆる形態の強制労働を排除する。
- 原則5 児童労働を実効的に廃止する。
- 原則6 雇用と職業に関する差別を撤廃する。
- 原則7 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
- 原則8 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
- 原則9 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。
- 原則10 強要と贈収賄を含むあ



らゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

## 労働にかかる原則とILO条約

労働にかかる第3~6原則を取り扱う権限のある機関はILOであることが確認されています。そして、これらの原則にかかるILO条約は以下の通りです。

- 結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認(ILO条約第87号、第98号)
- あらゆる形態の強制労働の禁止(ILO条約第29号、第105号)
- 児童労働の実効的な廃止(ILO条約第138号、第182号)
- 雇用及び職業における差別の排除(ILO条約第100号、第111号)



労働にかかる原則は、グローバル化の進展に対応して採択された「労働における基本原則及び権利に関するILO宣言」(1998年6月の総会で採択)をよりどころとしています。同宣言は、ILO加盟国は当該条約を未批准であっても基本的権利に関する原理を尊重する義務を有する旨うたっています。

## ILO勧告とUNGCの第3原則

日航の不当解雇撤回争議に関連し、この6月に出されたILOの勧告(裏面)は、日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)と日本航空乗員組合が、第87号条約(結社の自由及び団結権の保護に関する条約)及び第98号条約(雇用政策及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約)に違反するとして提訴したことを受け出されたものです。



勧告は「第3原則」に照らして出されたものではありませんが、ILO条約第87号、第98号に反するということは、日本航空自らが「実践します」と約束・宣言したUNGCの第3原則にも反するものといえます。

## 日航はUNGC参加企業ふさわしい対応を

自らが意思で UNGC に参加したわけですから、こうした勧告が出されないような対応を率先して実施する責務が UNGC 参加企業である日本航空にはあるはずです。パワハラの退職強要をし、応じないと雇止めにした契約制CA雇止め裁判、闘う労働者を敵視し子会社を丸ごと潰した日東整裁判、組合の弱体化を意図した整理解

雇などの一連の争議は UNGC 参加企業にふさわしい対応をしていれば起きるはずのない争議です。「口先だけ」

「見せかけ」の JAL といわれないよう、労働組合敵視の労務政策を改めること、そして、不当解雇撤回に向けての労使交渉に応じるとともに、解決に向けた誠実な対応を求めるものです。

## ILO 結社の自由委員会の勧告

- (a) 委員会は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保障するよう、日本政府に要請する。
- (b) 整理解雇された労働者 148 人が、2011 年 1 月に会社を相手取り、東京地裁に提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう、裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該の裁判の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。
- (c) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担うため、委員会は、労働組合と十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。委員会は、日本政府がこの原則が、十分に尊重されることを確実に保障するよう、期待する。
- (d) 委員会は、「企業再生支援機構(機構)の不当労働行為」について東京都労働委員会が 2011 年 8 月 3 日に交付した救済命令の破棄を求め、2011 年 9 月 1 日に会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

## JAL控訴審 12. 6勝利をつかむ大集会

日時 2012年12月6日 18:30～(開場は 18:00)

会場 みらい座いけぶくろ

主催 JAL不当解雇撤回国民共闘  
(TEL03-3742-3251)

